

(別紙2)

審査の結果の要旨 氏名 佐藤雄基

本論文は、日本の古代・中世移行期を対象に、共通の機能を担った文書の系譜を様式の違いを超えて探るという方法を駆使して、当該期の国家・社会のありかたを、訴訟を中心に再把握しようとしたものである。従来、中世古文書学の方法としては、大別して様式論、形態論、機能論の三つがあったが、著者は機能論の立場を徹底させることで、牒から御教書への連続、裁許状と副状・去文との親近性といった、様式分類中心の研究では見すごされてきた関係性を発見し、移行期特有の複雑な変化を動的にとらえようとした。

中世への展開という点では、従来高い評価を与えられてきた鎌倉幕府の訴訟制度を、武家権力が独自に達成したものと見るのではなく、院政期の諸権門による裁判の展開上に位置づけることを試みた。それも後者の単純な延長上に前者を置くのではなく、権門裁判の抱える矛盾を一定程度解決するものとして、鎌倉幕府裁判が位置づけられている。

本論文は、以下の諸点で研究史の見なおしを迫るものとなっている。

第一に、従来の古文書学や法制史研究が採用してきた方法から自由になって、中世文書をそれが実際に機能した時空のなかで把握しようとした点である。そこで批判の俎上に上がった研究方法には、つぎのようなものがある。①現在まで伝えられてきた文書を中心に体系論を組み立てる。②各文書の様式を機能の即自的反映とみなし、そこから過去の制度を復元する。③中世の国家権力を諸権門の秩序立った集合体としてとらえ、各権門に分有された権限として裁判権を措定する。これらに対する批判を通じて、文書の様式と機能のズレに着目し、そのズレ自体を中世人の法意識や行動様式を語る史料として利用する、といった卓抜な方法意識が生まれた。

第二に、権門裁判においては、裁許者たる権門の長は近代裁判のような中立的裁定者ではなく、扱われる案件に対して当事者的性格を脱しきっていない、という指摘である。そこには、中田薫・石井良助らの先学が、近代裁判のアナロジーとして中世裁判を理解し記述しようとしたことへの根底的な批判がある。さらにそこには、「正しい」訴訟のあり方に照らして、挙達・口入といった権門裁判の諸手続の合法・非合法を弁別しようとした、近代歴史学の法意識の歴史性自体を問おうとする姿勢が認められる。

第三に、中世の裁判を、上位者が裁定を下すという視線のみでとらえずに、裁定を受ける側が裁定者を選択しようという、下からの視点を積極的に導入したことである。これによって、諸権門による裁判権の分有という静的把握を脱して、荘園制に代表される中世的社会の形成を動的にとらえる途が開けた。

これらの諸点、とりわけ第二・第三点は、日本中世史の問題にとどまらず「裁判」概念あるいは「法」概念そのもの見なおしにつながる可能性をもつ。理論的になお彫琢の余地を残すとはいえ、法制史学・法社会学などに対してもインパクトを与えうる着眼・分析として、高く評価できる。

著者は、ここ数年の研鑽によってめざましく力をつけてきたが、それだけに史料の誤釈や改善を要する文章表現など、未熟な点も目につく。しかしこれらは、今後の努力によって払拭できるものであり、論文として決定的な瑕瑾ではない。よって本委員会は、本論文を博士（文学）の学位を授与するにふさわしい業績として認めるものである。